



内閣府（防災担当）

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン に関する検討会（第2回） 議事要旨

1. 日時

平成28年12月2日（金）10:00～12:00

2. 出席者

田中座長、池内委員、牛山委員、鍵屋委員、片田委員、鼎委員、田村委員、山崎委員、行政委員（内閣官房（国土強靱化推進室）、消防庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、気象庁）

松本内閣府特命担当大臣（防災）、松本内閣府副大臣、務台内閣府大臣政務官、羽深内閣府審議官、加藤政策統括官（防災担当）、緒方官房審議官（防災担当）

3. 議題

- (1) 関係省庁の検討状況について
- (2) 課題と対応の在り方について

4. 議事要旨

○関係省庁から検討状況について説明した後、事務局から、報告の案について説明した。その上で、各委員より、主に下記についてご意見をいただいた。

- ・ 報告をとりまとめるにあたっては、各主体に確実に取り組んでもらうため、提案事項の語尾を「しなくてはならない」にする等、強い表現にすべき
- ・ 「避難準備情報」という名称では、「要配慮者が避難を開始すべきである状況にある」ということがわかりにくい面がある。今般の水害において、受け取った施設側がその意味を理解していなかったことを踏まえると、よりわかりやすい名称案があれば変更することも考えられるが、変更の有無に関わらず、適切な避難行動に繋がるための避難情報の伝達の工夫をしなければならない。避難準備情報の名称変更については、実効性がより高まるように、実務面での運用を考慮した上で判断すべき。なお、名称を変更する場合は、浸透しつつある「避難準備」の単語は残すべき。
- ・ 市町村の防災力を向上させるためには、計画の作成段階から専門機関職員やOB、専門家等と一緒に進めるべき。社会福祉施設についても同様だが、これまで水害等の災害計画の作成が進んでいなかったことから、まずは関係省庁が連携してモデル事業を実施し、その知見を全国に展開していくべき

- ・ 警戒段階から災害の危険が去るまでの間、優先順位の高い業務のみ実施するような計画を平時から作成しておくとともに、訓練や実践を通じて改善を重ねていくべき
- ・ 洪水予報を行わない河川については、河川管理者や気象台等が連携し、氾濫の危険度をよりの確に示せるような取組みを継続して実施すべき
- ・ 浸水想定区域内における要配慮者利用施設の避難計画作成は努力義務となっているが、今後はこれを義務化すべき

以 上